

北海道ケアラー支援推進計画（仮称）

「素案」→「案」への主な修正点（事務局案）

令和5年(2023年)4月

計画期間

令和8年(2026年)3月

支える人を、ひとりにしない。

「ケアラー」

ケアラーとは、こころやからだに不調のある家族の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などをする人のことです。



「ヤングケアラー」

ヤングケアラーとは、本来大人が担うような家事や家族の介護などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。



【参考】一般社団法人日本ケアラー連盟 (<https://carersjapan.com/>)

令和5年(2023年)3月

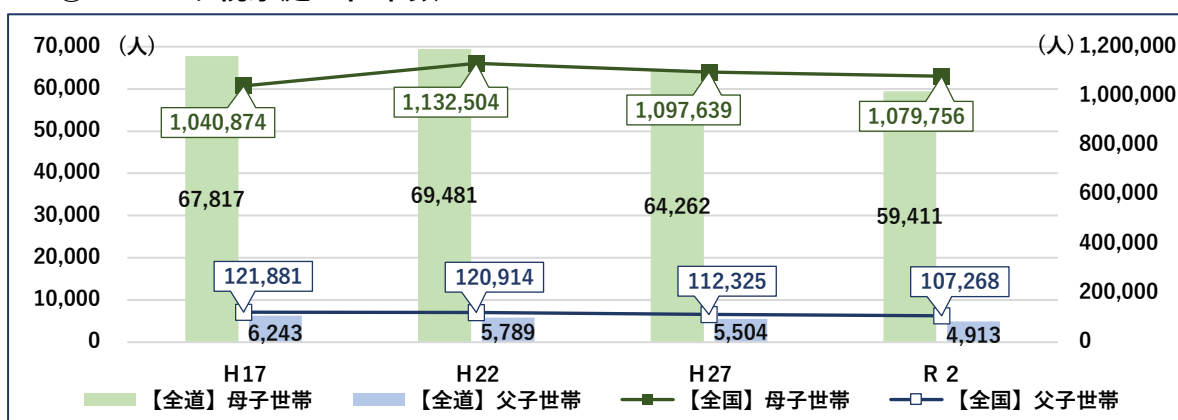
北海道

(5) ひとり親家庭の状況

本道におけるひとり親家庭（父母の一方がいない20歳未満で未婚の子を養育する世帯）は、母子世帯・父子世帯ともに減少傾向にあり、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国平均より高いものの、同じく減少傾向となっています。

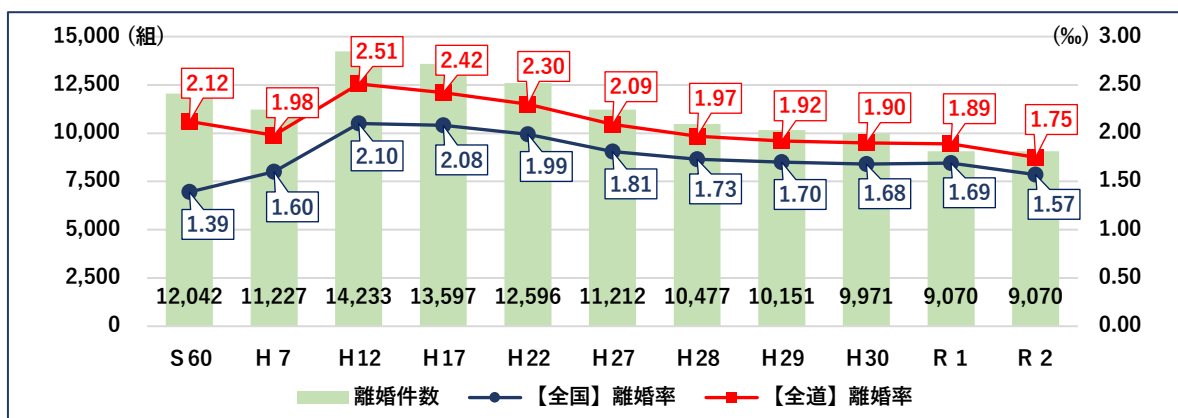
ひとり親家庭の年収については、年収200万円未満の世帯が減少しているとはいえ、依然として経済的に厳しい状況に置かれています。

① ひとり親家庭の世帯数



(資料：総務省 国勢調査)

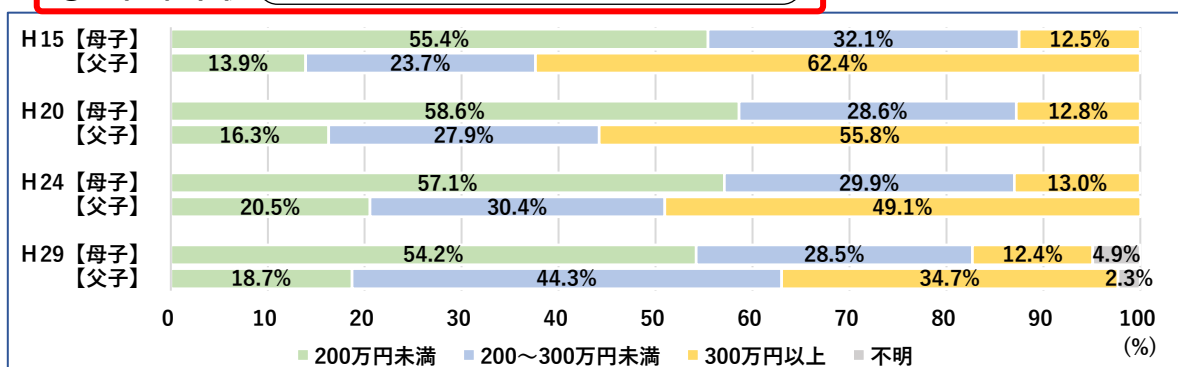
② 離婚件数及び離婚率



(資料：厚生労働省 人口動態統計)

③ 世帯年収

※ R 3年の全国平均は、母子373万円・父子606万円



(資料：第4期 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画 [※ 全国平均は厚生労働省「ひとり親世帯等調査」による])

4

条例の概要と計画推進のための基本的事項

1 条例の概要

北海道ケアラー支援条例は、本道における少子高齢化や核家族化の進展などを背景に、道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく目的で、令和4年4月1日に施行したものです（P1）。

この条例では、ケアラー支援に関する施策を効果的に展開していく観点から、実態調査の結果を踏まえ、「普及啓発の促進」「早期発見及び相談の場の確保」「ケアラーを支援するための地域づくり」を3つの基本的施策として定めています。

2 条例の構造と主なポイント

支援の
対象

ケアを行う側 …家族の介護や援助を行うケアラー、ヤングケアラー（18歳未満）

ケアを受ける側 …ケアラー、ヤングケアラーによる介護や援助を受けている家族

▼ 条例が目指す姿

● 第1条
【目的】

全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことのできる地域社会の実現

▼ 目的達成に向けた取組を進めていくに当たって基本となる考え方

● 第3条
【基本理念】

- (1) 個人の尊重と孤立の防止（「自分らしい暮らし」の確保）
- (2) 年齢や環境に応じた適切な支援
- (3) 相互連携による地域全体での支援
- (4) ケアラーとその家族への一体的な支援
- (5) 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮（ヤングケアラー）

▼ 支援を効果的に展開していくための柱となる施策

● 第11～13条
【基本的施策】

- i 普及啓発の促進（関係機関や道民に対して行う広報、理解進化の取組）
- ii 年齢や環境に応じた適切な支援（相談支援体制の充実強化）
- iii 地域づくり（交流拠点の設置促進や支え合いの意識醸成）

〔 第10条において、各施策を総合的に推進するための「推進計画」策定を義務付け（道） 〕

▼ 相互連携を図る主体の責務や役割

● 第4～9条
【責務、役割】

- ✓ 北海道の責務
- ✓ 市町村が担う役割の重要性（再認識）
- ✓ 道民・事業者・関係機関・支援団体の役割



地域社会全体
で認識を共有

支援に関する考え方のプロセス

〔 ※ 上図は条例の趣旨を要約等したもの。全文は巻末資料として掲載。 〕

(3) 基本的施策

条例に掲げる「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」に向けては、各般の施策を効果的に展開していく観点から、「普及啓発の促進」「早期発見及び相談の場の確保」「ケアラーを支援するための地域づくり」の3つの柱を基本的施策としています。

本計画では、これらを重点的な取組に位置付け、条例に掲げる目的・理念の実現を図っていきます。

目指す姿

全てのケアラーとその家族等が孤立することなく
健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり
夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現

条例第1条に
掲げる目的

i 普及啓発の促進（条例第11条）

ケアラーが自らの悩みや負担を相談できる状況にあることを正しく理解し、必要な支援を求めることができるよう、ホームページやSNSなど様々な媒体を用いた広報活動を展開し、道民や市町村、関係機関・団体等へ幅広く普及啓発を行っていきます。

ii 早期発見及び相談の場の確保（条例第12条）

悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握するため、学校や職場など様々な場における気付き、市町村や関係機関の情報共有を促進し、適切な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実に向けた人材育成や連携強化を図っていきます。

iii ケアラーを支援するための地域づくり（条例第13条）

地域住民が広くケアラー支援について関心を持ち、支え合いの意識が醸成されるよう努めるとともに、公的支援やサービスの効果的な活用を促すなどして、ケアラーとその家族が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進していきます。



✓ 本計画期間においては、当面の課題（P18）を踏まえて設定した取組について、実施状況を分析・評価の上、必要な見直しを行いながら、総合的・計画的に推進していきます。

✓ さらに、次期計画に向けては、各種取組の結果からみえた課題とその対応策を整理し、市町村や関係機関・団体、ケアラーとその家族等から意見を聴きつつ、道が実施すべき施策を引き続き検討していきます。

5

ケアラーを支援するための具体的取組

1 普及啓発の促進

(1) 現状と課題

周囲の関係者や地域住民がケアラー支援について理解を深め、支援の必要性に気づき、適切な支援につなげるためには、社会的認知度を向上させることが極めて重要とされています。

また、ケアラー自身が悩みや負担を相談し、支援を求めることができる仕組みへの理解も必要となります。

道内のケアラー支援に関する認知度は高いとはいえない状況にあるほか、「家族による介護が望ましい」といった見方もあり、支援が必要であっても対外的に相談できず、悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されています。

こうしたことから、ケアラーに関する道民の認知度を高め、適切な理解の促進を図っていく普及啓発の取組が重要となります。

(2) 基本的な考え方（メッセージの方向性）

ケアラー支援は、家族介護の考え方や受け止め方が様々ある中、過度な負担を負ったり、自分らしい暮らしを送ることができなくなる場合がある点を課題として行うものです。

普及啓発に当たっては、この認識に立ち、家族介護が望ましくない、一律に解消されるべき問題であるといった固定化された価値観に基づくメッセージとならないよう留意する必要があります。

(3) 具体的取組

① 「ケアラー支援推進月間」の設定

ケアラーに関する理解を広めていくため、一定の期間を定めた上で、集中的な広報や啓発活動を行うこととし、11月11日の「介護の日」と連動して、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」に位置付け、重点的な啓発活動を展開していきます。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

② 広報啓発活動の展開

a ポスターやリーフレット等による啓発

ポスター等の主題は、個々のケアラーの負担感や課題感は様々であることを念頭に、その置かれた状況や立場などを道民が広く認知し、理解を深めていくことで、社会からの孤立を防ぎ、本人とその家族が安心して暮らすことのできる環境づくりにつなげるため、次のメッセージを主題と位置付けています。

支える人を、ひとりにしない。

〔啓発資材の種類と内容（ポスター、ステッカー）〕

道では、ケアラー支援の認知度を向上させるとともに、条例の施行を周知し、支援が必要な場合の相談先を併せて掲載した啓発資材を作成しました。

この啓発資材は、掲示スペースなどを考慮して、ポスター・リーフレット・ステッカーの3種類とし、市町村や関係機関、医療機関、学校のほか、道と包括連携協定を結ぶ企業等との協働により、コンビニエンスストアなどにも広く配布しています。



↑ (ポスター (ケアラー全般用))



↑ (ポスター (ヤングケアラー用))

b ホームページやSNSを活用した情報発信

道のホームページでは、条例本文や基本的施策に関連する事業のほか、実態調査の結果、有識者会議の開催状況など、ケアラー支援に関する取組状況を一体的に掲載することで、普及啓発を一層促進していきます。

→ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keara_shien.html

The screenshot shows the official website of Hokkaido. At the top, there is a navigation bar with a menu icon, a '読み上げる' (Read Aloud) button, and a 'Foreign Language' toggle. Below this is a header section with the Hokkaido logo and navigation options: '北海道トップ' (Home), 'カテゴリから探す' (Search by category), '組織から探す' (Search by organization), and '防災情報' (Disaster information). A search bar with 'Google 提供' and '検索' (Search) is also present. The main content area features a breadcrumb trail: 'HOME > 保健福祉部 > 高齢者支援局高齢者保健福祉課 > ケアラー支援に関する道の取組について'. The title of the page is 'ケアラー支援に関する道の取組について'. Below the title is a table of contents with links to various pages, such as 'ケアラー（介護者）支援について', '北海道ケアラー支援条例について', and '令和4年度の関連事業について'. On the right side, there is a 'カテゴリ' (Category) section with links to '地域福祉', '高齢者施策', '障がい児・者施策', and '児童相談'.

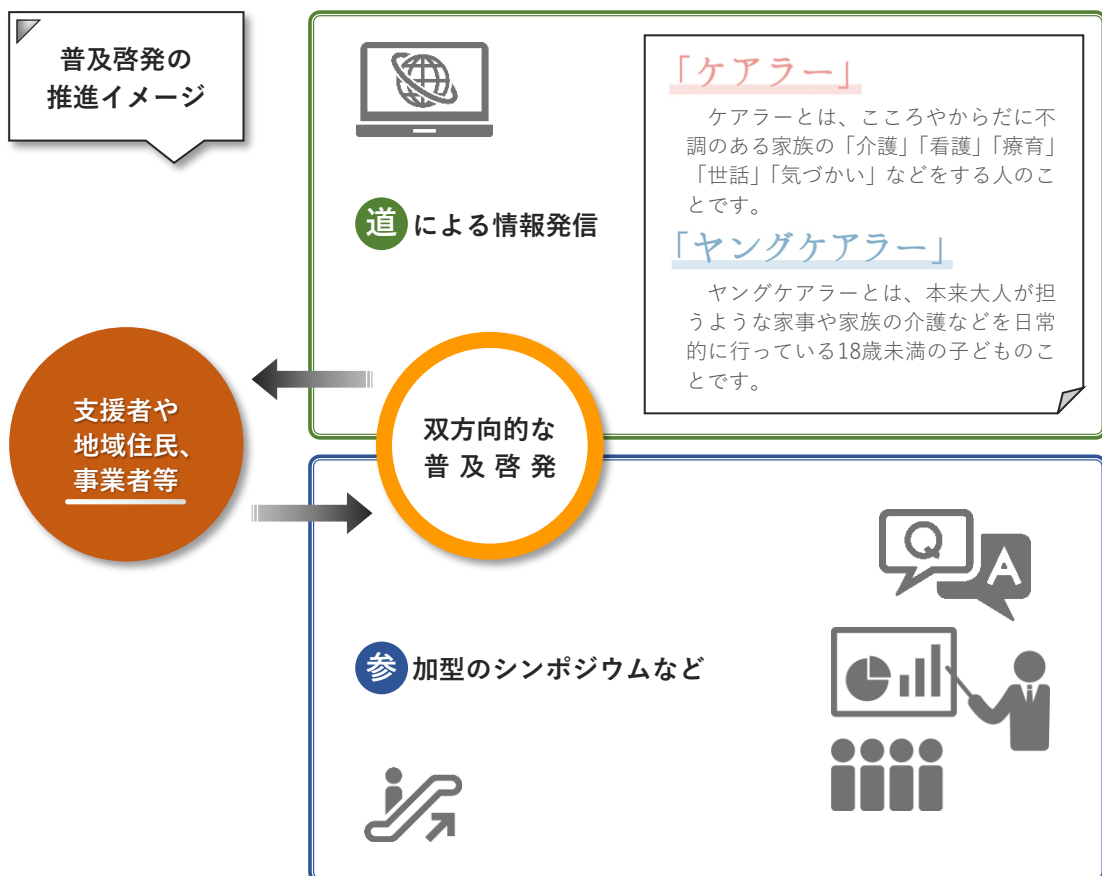
また、道庁のツイッターやブログ、知事のフェイスブックなどのSNSに加え、「広報紙ほっかいどう」など、様々な媒体を用いたケアラー支援の周知に引き続き努めていきます。

The screenshot shows the official Twitter profile of Hokkaido. The profile name is '北海道' (Hokkaido) with a verified account icon and 4.4万 (44,000) tweets. The handle is '@PrefHokkaido'. The profile picture is a circular image of the Hokkaido Government Building. The header image is a large photograph of the building. A 'フォロー' (Follow) button is visible in the bottom right corner. The profile name and handle are repeated at the bottom of the page.

c ケアラー支援に関するシンポジウムやフォーラムの開催

普及啓発が効果的に図られるためには、道による情報発信に限らず、ケアラー支援に携わる関係者や地域住民が広く集い、主体的に理解を深めることができる参加型のシンポジウムやフォーラムを開催することが有効です。

道では、条例制定前の令和3年に初めてケアラー支援を主題の一つとしたシンポジウムを開催しており、今後とも、こうした取組を通じて、普及啓発を一層推進していきます。



d 道と包括連携協定を結ぶ企業等との協働

普及啓発は、道民にとって身近な場所で行うことが最も効果的と考えられます。

道では、民間協働の枠組みを活用し、企業等の理解と協力を得ながら、ケアラー支援に関するポスターやリーフレット等の掲示を行っているところであり、引き続きこうした普及啓発の展開を図っていきます。

2 早期発見及び相談の場の確保

(1) 現状と課題

ケアラーへの支援について、一般的な相談対応やレスパイトケア（一時的な休息のための援助）などの取組は、従前から福祉の分野で広く行われているものですが、道による実態調査の結果、「相談できる人や場所」を求める回答が多数認められ（P 80及びP 92）、ヤングケアラーに関しては、「誰にも相談したことがない」との回答が約8割を占めていました（P 116）。

このことは、「他人に知られたくない」という家族介護の性質上、相談窓口につながりにくい傾向があることに加え、どのような窓口で、どのような支援を受けられるのかといった仕組みや手順が知られていない場合があることなどによるものと考えられます。

(2) 基本的な考え方（着眼点）

こうした課題を踏まえると、「早期発見及び相談の場の確保」に関する取組としては、自発的な相談がしやすい環境づくりや相談窓口の明確化が必要となりますが、いずれについても、次の着眼点 a から c までを参考に、個々の世帯状況に応じて関係機関が適切に連携しながら支援を行うことが求められます。

また、実際の相談対応においては、例えば、周囲と区切られた場所で行うなど、相談者のプライバシー保護に十分配慮した仕組みとする必要があります。

加えて、ヤングケアラーへの支援に当たっては、子どもの権利擁護と利益尊重の観点から、自らの意見を表明し、その意見が支援に反映される環境の整備を図ることが重要となります。

なお、条例では、18歳未満のケアラーをヤングケアラーと定義していますが、18歳を超えた大学生など、いわゆる若者ケアラーであっても、年齢により一律に対象外とせず、青年期から成人期にかけては、進学や就職等の将来設計を立てる機会が多くなるといった若い世代に固有の課題があることを踏まえ、切れ目のない適切な支援を行うことが大切です*。

〔※ 日本ケアラー連盟ホームページ「若者ケアラーとは」参照〕



家族介護者支援の「新たな視点」



ケアラーの世帯状況に応じた方法・内容による支援



市町村や関係機関による連携（考え方・体制・協議の場）

取組②：介護者サロンやカフェなどの交流拠点の整備促進

介護者サロンやカフェなどの交流拠点は、ケアラーとその家族にとっては、当事者同士の出会いや地域住民とのつながりが創出され、新たな居場所や外出の機会が確保されることで、孤立防止やケアの負担軽減を図ることができるほか、地域住民にとっては、家族介護への偏見を軽減し、理解を深める場となり、行政や関係機関等の支援者にとっては、多職種連携や学びの場となるものです。

また、ケアラーとその家族をそれぞれに支援するだけでなく、双方がともに参加する場において、互いの思いを共有し、スタッフが仲介役となって関係調整を行い、一体的に支援することが、良好な家族関係の維持に有効とされています。

道の実態調査によると、ケアラーが求めている支援については、「相談できる人や場所」や「負担を軽減する支援」、「精神的な支え」とする回答が多数であり（P 80及びP 92）、ヤングケアラーに関しても、「自由に過ごせる時間・場所」や「将来についての相談相手」を求める回答が一定数認められています（P 117）。

このため、道では、先進的取組事例や国によるマニュアルを周知するなどして、既存の交流拠点を活用する方法も含め、地域における介護者カフェやサロンの整備を促進するとともに、ヤングケアラーについては、児童生徒にとって、行政など公的機関への相談は心理的ハードルが高いとされていることを踏まえ、当事者同士が気軽に話し合うことのできる居場所づくりを推進していきます。

✓ ヤングケアラーを対象としたオンラインサロンの開催

〔法人・団体等に委託して実施〕

- ➔ 開催目的 … 様々な地域に居住するヤングケアラーが互いに悩みや経験などを共有する
- ➔ 開催方式 … Web会議システムを活用したオンライン方式
- ➔ 開催頻度 … 月1回程度

R 4
開始

ホームページで
開催日時を周知



所定のURLから
参加者ログイン



ファシリテーター
の進行により開始



サロンの開催に当たっては、ヤングケアラーへの支援の知見を有するファシリテーターを配置するとともに、個々のヤングケアラーの置かれた状況や心情に配慮した企画・情報を積極的に発信するなど、適切な運営体制の確保を図る。

7

ケアラー支援に関連する道の事業

1 関連事業の体系と位置付け

ケアラーを支援するための具体的な取組については、先に掲げたとおり、3つの基本的施策を柱と位置付け、それぞれに対応した取組を重点的に行っていくこととしています。これらのほか、道では、ケアラー支援に関わりのある事業を複数実施しています。

ケアラーが抱える悩みや負担は様々であることから、各施策を一体的に進めていくためには、医療・福祉・介護・教育等の様々な分野にわたる関連事業を体系的に整理した上で、総合的に展開していくことが重要です。

道による関連事業の体系は、3つの基本的施策ごとに分類すると、次のように整理することができます。

大分類	中分類	小分類	No.
i 普及啓発	(1) ケアに関する理解促進		1～7
	(2) 権利や意識に関する啓発		8～11
ii 相談の場の確保	(1) 相談を担う人材の育成	① 介護や福祉の人材確保・育成	12～16
		② 研修による専門職の資質向上	17～20
	(2) 相談体制の整備・充実	① 相談対応力の向上	21～23
		② コーディネーターによる広域的支援	24～27
		③ 専門的な相談窓口の整備・拡充	28～33
		④ 介護離職後の再就職や就労に関する支援	34～37
	(3) 相談支援・連携の推進	① 総合的・専門的な支援体制の整備	38～47
		② 関係機関との連携強化	48～54
		③ 地域における教育力の向上	55～57
	iii 地域づくり	(1) 交流拠点の設置・活用	① 当事者や家族が交流できる拠点の整備
② 子どもの体験学習の充実や居場所づくり			63～65
(2) 支え合いの意識醸成		① 見守りや互助に関する取組の推進	66～72
		② 教育環境・職場環境の向上	73～75
(3) 公的サービスの活用促進		① 既存サービスの利用勧奨	76～82
		② 多様なニーズに応じた支援の提示	83～86

道がケアラー支援の取組を進めるに当たり、民間団体等の協力を得る際は、当該団体等が、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）第4条及び第5条に定める禁止行為を行っていないことなどにも留意することとします。

目標
(5)

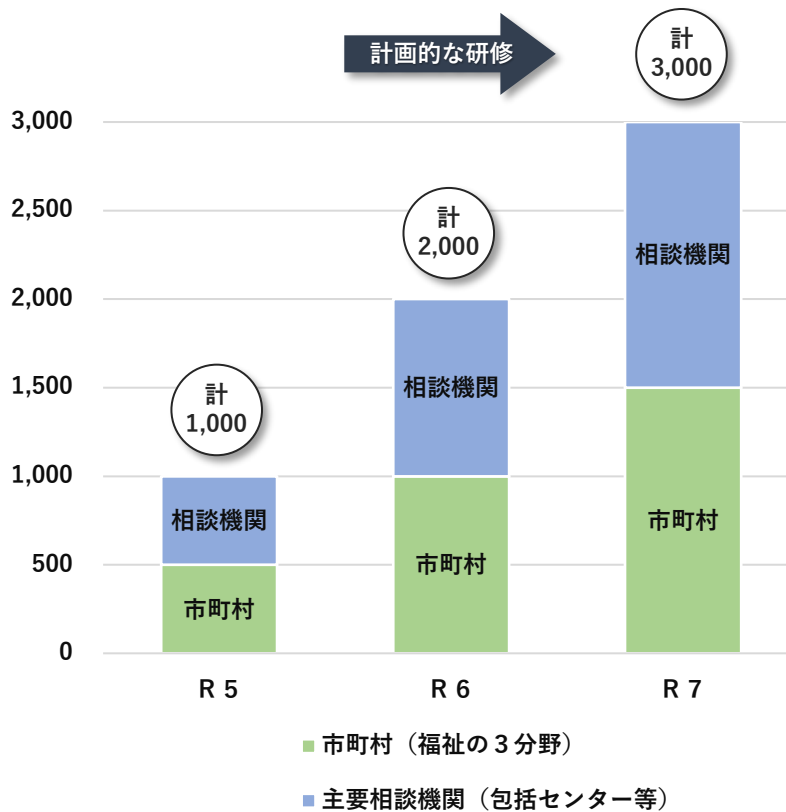
人材の育成（①ケアラー支援）

ii 早期発見及び相談の場の確保関係

ケアラーへの適切な支援方法を広く浸透させるには、支援に携わる職員が研修を受講するよう推し進めていく必要があることから、受講者数に目標値を設定し、その確保を図ります。



道による研修の受講者数：1,000人×3年＝3,000人



高齢者支援・障がい者支援・生活困窮者支援の3分野を基本とし、市町村と各分野の主要相談機関（地域包括支援センター、相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関）から少なくとも1名受講するものとして積算しています。

受講対象者は主に上記のとおりですが、ケアラー支援に携わる幅広い関係者も適切な知識と技術を習得できるよう、市町村社会福祉協議会や介護・障害福祉サービス事業所職員、医療従事者、民生委員・児童委員等も受講可能としています（P34）。

目標
(6)

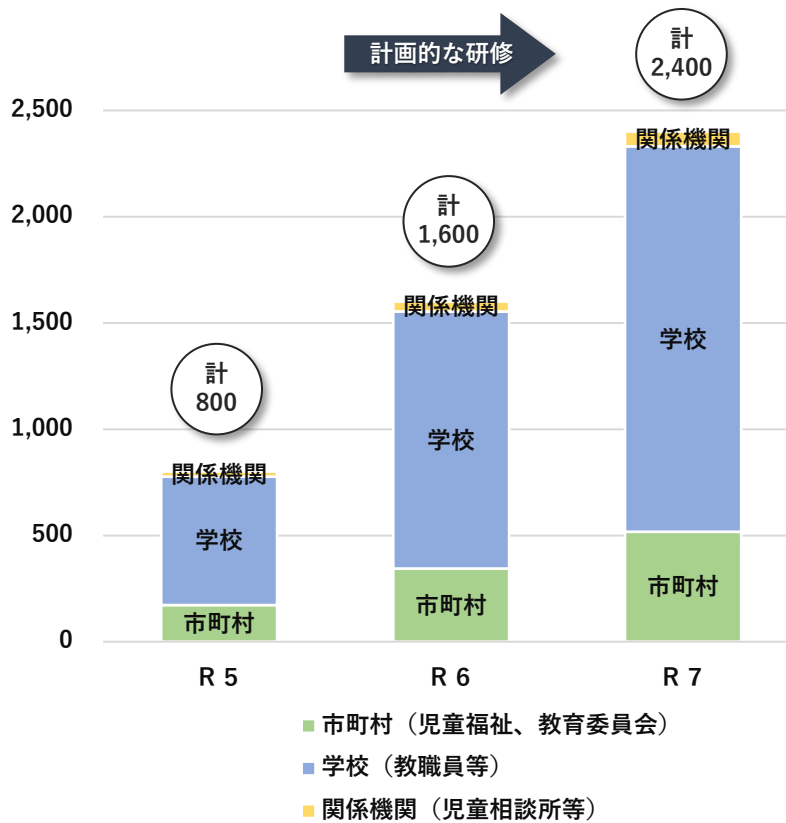
人材の育成 (②ヤングケアラー支援)

ii 早期発見及び相談の場の確保関係

ヤングケアラーへの支援は、子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点から適切に行うことが求められるものであり、支援に携わる職員が広く研修を受講するよう推し進めていく必要があることから、受講者数に目標値を設定し、その確保を図ります。



道による研修の受講者数：800人×3年＝2,400人



ヤングケアラー・コーディネーターが行う研修について、市町村 (児童福祉分野・教育委員会)、学校 (小中高)、関係機関 (児童相談所等) から少なくとも1名は受講するものとして積算しています。

受講対象者は主に上記のとおりですが、ケアラー支援に携わる幅広い関係者も適切な知識と技術を習得できるよう、市町村社会福祉協議会や介護・障害福祉サービス事業所職員、医療従事者、民生委員・児童委員等も受講可能としています (P34)。